

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	児童手当・特例給付の支給等事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢原市は、児童手当・特例給付の支給等事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県伊勢原市長

公表日

令和4年11月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当・特例給付の支給等事務
②事務の概要	児童手当法の規定に従い、児童手当等に係る以下の事務について、特例個人情報を取り扱う。 ①認定請求の受理、事実の審査、認定その他支給に関する処分についての通知に係る事務 ②受給事由消滅の届出の受理及び事実の審査に係る事務 ③額改定の請求又は届出の受理及び事実の審査に係る事務 ④未支払の児童手当等請求の受理及び事実の審査に係る事務 ⑤現況届の受理及び事実の審査に係る事務 ⑥父母指定者の届出の受理及び事実の審査に係る事務 ⑦氏名等の変更の届出、確認に係る事務
③システムの名称	MICJET番号連携サーバー、庁内基本情報連携システム、児童扶養手当システム、児童手当システム、個人住民税システム、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1(第56項、第101項)、第3項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条、第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二(第26項、第30項、第87項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号、第44条第1号 ・情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二(第74項、第75項、第121項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条第1号及び第2号、第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊勢原市 総務部 文書法制課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 Tel0463-94-4867
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊勢原市 子ども部 子育て支援課 子育て支援係 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 Tel0463-94-4633

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-②-所属長	子育て支援課長 古清水 千多歌	子育て支援課参事(兼)課長 齋藤 浩人	事前	
平成29年4月1日	I-7-請求先	伊勢原市 市民生活部 市民協働課	伊勢原市 総務部 文書法制課	事前	
平成29年4月1日	I-8-連絡先	伊勢原市 子ども部 子育て支援課 児童・医療助成担当	伊勢原市 子ども部 子育て支援課 子育て支援係	事後	
平成29年4月1日	II-1-いつ時点の計数か	平成27年5月28日時点	平成29年3月21日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2-いつ時点の計数か	平成27年5月28日時点	平成29年3月21日時点	事後	
平成30年4月1日	I-5-②-所属長の役職	子育て支援課参事(兼)課長 齋藤 浩人	子育て支援課長	事後	
令和1年6月28日	I-7-請求先	TEL0463-94-4711	TEL0463-94-4867	事後	
令和1年6月28日	I-8-連絡先	TEL0463-94-4711	TEL0463-94-4633	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	—	様式変更による追加	事後	新様式への変更
令和2年6月26日	II-1-いつ時点の計数か	平成29年3月21日時点	令和2年6月12日時点	事後	
令和2年6月26日	II-2-いつ時点の計数か	平成29年3月21日時点	令和2年6月12日時点	事後	
令和2年10月1日	I-1-③-システムの名称	MICJET番号連携サーバー、庁内基本情報連携システム、児童扶養手当システム、児童手当システム、個人住民税システム	MICJET番号連携サーバー、庁内基本情報連携システム、児童扶養手当システム、児童手当システム、個人住民税システム、電子申請システム	事後	
令和4年11月30日	I-3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1(第56項)、第3項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	番号法第9条第1項別表第1(第56項、第101項)、第3項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条、第74条	事前	
令和4年11月30日	I-4. ②法令上の根拠	・情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二(第26項、第30項、第87項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号、第44条第1号 ・情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二(第74項、第75項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条第1号、第2号	・情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二(第26項、第30項、第87項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号、第44条第1号 ・情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二(第74項、第75項、第121項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条第1号及び第2号、第59条の4	事前	